

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	日本冶金工業株式会社		コード	5480
提出日	2026/5/29	異動(予定)日	2026/6/25	
独立役員届出書の提出理由	本年6月25日開催予定の第144期定時株主総会において社外取締役(監査等委員は除く。)の再任議案が付議される予定であることから、当該候補者を引き続き独立役員として指定するため。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している( 1 )				

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性( 2・3 )													異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし			
1	谷 謙二	社外取締役																	有
2	菅 泰三	社外取締役																	有
3	江藤 尚美	社外取締役																	有
4	小川 麻理子	社外取締役																	有
5	岡田 啓芳	社外取締役																	有
6	星谷 哲男	社外取締役																	有
7	若松 壮一	社外取締役																	有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明( 4 )	選任の理由( 5 )
1	谷謙二氏は、過去に三菱商事RtMジャパン株式会社の業務執行者でありましたが、2016年3月に同社代表取締役社長を退任して以降、同社の業務執行には関与していません。 直近事業年度において、当社は同社から原料の購入実績があり、その取引金額は当社連結売上高の約2.6%に相当します。しかしながら、当社は同社を含む複数の商社等より原料・資材の調達を行っており、同社は当社にとって主要な取引先には該当せず、当社の意思決定に重要な影響を及ぼす取引関係にはありません。	谷謙二氏は、商社における長年の経営経験を通じて、企業経営ならびに営業・マーケティング分野に関する幅広い知見を有しており、社外取締役として適任であると判断しております。 当社は、同氏が客観的かつ独立した立場から、当社経営に対し有益な意見および適切な助言を行うことを期待し、社外取締役として選任しております。 また、同氏は株式会社東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないものと判断しております。 なお、同氏は現在、株式会社大紀アルミニウム工業所の社外取締役を務めておりますが、同社と当社との間に特別な利害関係はありません。
2	該当ありません。	菅泰三氏は、重工業メーカーおよび海外グループ会社における長年の経営経験を通じて、企業経営ならびに財務・会計、内部統制分野に関する幅広い知見を有しており、社外取締役として適任であると判断しております。 当社は、同氏が客観的かつ独立した立場から、当社経営に対し有益な意見および適切な助言を行うことを期待し、社外取締役として選任しております。 また、同氏は株式会社東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないものと判断しております。
3	該当ありません。	江藤尚美氏は、大手メーカーにおいて人材開発、コーポレートコミュニケーションおよび環境分野等の業務経験に加え、外食産業において経営への関与を通じて、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンスおよびサステナビリティ分野に関する幅広い知見を有しており、社外取締役として適任であると判断しております。 当社は、同氏が客観的かつ独立した立場から、当社経営に対し有益な意見および適切な助言を行うことを期待し、社外取締役として選任しております。 また、同氏は株式会社東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないものと判断しております。 なお、同氏は現在、日清オイリオグループ株式会社の社外取締役を務めておりますが、同社と当社との間に特別な利害関係はありません。
4	小川麻理子氏は、1997年に株式会社日本興業銀行(現株式会社みずほ銀行)を退任して以降、同社の業務執行には一切関与していません。 株式会社みずほ銀行は、当社のいわゆるメインバンクであり、2026年3月31日現在における同行からの借入金残高は16,003百万円ですが、同氏は同行の業務執行者ではなく、また当社と同行との取引に関して影響力を行使し得る立場にはありません。	小川麻理子氏は、国際機関およびコンサルティング会社等において、金融関連業務ならびに官民による国内外事業の推進に長年携わってきた経験を有しております。また、グローバルな視点から企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識を備えており、社外取締役として適任であると判断しております。 当社は、同氏が客観的かつ独立した立場から、当社経営に対し有益な意見および適切な助言を行うことを期待し、社外取締役として選任しております。 また、同氏は株式会社東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないものと判断しております。
5	岡田啓芳氏は、2014年に株式会社みずほ銀行からみずほ証券株式会社へ転職し、2015年にみずほ証券株式会社を退社して以降、同行および同社の業務執行には一切関与していません。 株式会社みずほ銀行は、当社のいわゆるメインバンクであり、2026年3月31日現在における同行からの借入金残高は16,003百万円ですが、同氏は同行の業務執行者ではなく、当社と同行との取引関係に影響力を行使し得る立場にはありません。 また、直近事業年度において、当社はみずほ証券株式会社に対し業務委託手数料の支払実績がありますが、その金額は当社連結売上高の0.01%未満と僅少であり、当社の経営又は意思決定に影響を及ぼすものではありません。	岡田啓芳氏は、金融機関における長年の業務および経営経験を通じて、企業経営ならびに財務・会計業務に関する幅広い知見を有しており、監査等委員である社外取締役として適任であると判断しております。 当社は、同氏が客観的かつ独立した立場から、財務・会計面を含む経営全般の監査ならびに適切な助言を行うことで、監査機能の実効性向上およびガバナンスの強化に寄与することを期待しております。 また、同氏は株式会社東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないものと判断しております。

6	<p>星谷哲男氏は、2006年8月に株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行）を退行して以降、同行の業務執行には一切関与しておりません。</p> <p>株式会社みずほ銀行は、当社のいわゆるメインバンクであり、2026年3月31日現在における同行からの借入金残高は16,003百万円でありますが、同氏は同行の業務執行者ではなく、当社と同行との取引関係に関し影響力を行使し得る立場にはありません。</p>	<p>星谷 哲男氏は、金融機関における長年の業務および経営経験を通じて、企業経営ならびに財務・会計業務に関する幅広い知見を有しており、監査等委員である社外取締役として適任であると判断しております。</p> <p>当社は、同氏が客観的かつ独立した立場から、財務・会計面を含む経営全般の監査ならびに適切な助言を行うことで、監査機能の実効性向上およびガバナンスの強化に寄与することを期待しております。</p> <p>また、同氏は株式会社東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないものと判断しております。</p> <p>なお、同氏は現在、株式会社焼肉坂井ホールディングスおよびホソカワミクロン株式会社の社外取締役を務めておりますが、各社と当社との間に特別な利害関係はありません。</p>
7	<p>若松壮一氏は、日本精線株式会社出身者であり、2024年6月に同社常勤監査役を退任しております。</p> <p>同社には、当社出身者である佐々木秀一氏が監査役として就任しており、また、佐々木氏および若松氏の前任者も、それぞれ当社および同社の出身者でありました。</p> <p>両社の間において、社外役員の独立性に影響を及ぼすような資本関係、取引関係その他の特別な事情は存在しておらず、相互に経営への影響力を行使し得る関係にはありません。</p> <p>当該就任は、企業経営に精通した社外役員を確保することを目的としたものであり、社外役員としての職務の独立性を損なうものではありません。</p>	<p>若松 壮一氏は、メーカーの経理部門を中心とした長年の業務経験および経営への関与を通じて、企業経営ならびに財務・会計業務に関する幅広い知見を有しており、監査等委員である社外取締役として適任であると判断しております。</p> <p>当社は、同氏が客観的かつ独立した立場から、財務・会計面を含む経営全般の監査ならびに適切な助言を行うことで、監査機能の実効性向上およびガバナンスの強化に寄与することを期待しております。</p> <p>また、同氏は株式会社東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないものと判断しております。</p>

#### 4. 補足説明

- 1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- 2 役員の属性についてのチェック項目
  - a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
  - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
  - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
  - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
  - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
  - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
  - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
  - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
  - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
  - j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
  - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
  - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- 3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」を表示してください。
- 4 a～1のいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- 5 独立役員の選任理由を記載してください。
- 6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。